

## 平成27年第9回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	平成27年9月11日					
招集の場所	嘉麻市嘉徳生涯学習センター夢サイトかほ(大会議室)					
開閉会日時 及び宣言	開会 平成27年9月11日 13時30分	開会宣言	副会長 山本 隆則			
	閉会 平成27年9月11日 14時30分	閉会宣言	副会長 山本 隆則			
付議案件	① 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について ② 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について ③ 議案第39号 農用地利用集積計画(案)について(利用権設定) ④ 証明第6号 非農地証明願いについて ⑤ 通知第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
出席及び欠席	出席 26 名			欠席 4 名		
議事録署名委員	7 番	齋 藤 英 俊	8 番	佐 藤 勝		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	大 里 芳 明	係長	松 尾 典 子		
	係	加 藤 直 子				
招集委員及 び出席並び に欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	大 里 廣	○	16	有 田 廣 志	○
	2	田 中 末 勝	○	17	浅 田 正 子	○
	3	坂 口 政 義	○	18	梅 永 茂 美	○
	4	権 藤 春 義	○	19	縄 田 誠 一	○
	5	萬 田 紀 男	○	20	小 山 修	○
	6	松 隈 勝 久	×	21	熊 本 富 美 男	×
	7	齋 藤 英 俊	○	22	梶 原 徳 幸	○
	8	佐 藤 勝	○	23	秋 穂 勝 伸	○
	9	大 里 健 次	○	24	大 田 好 一	○
	10	有 吉 重 敏	○	25	廣 方 悟	○
	11	山 上 学	○	26	中 嶋 廣 東	○
	12	岡 本 喜 久 生	○	27	大 里 善 文	○
	13	山 口 朝 光	×	28	松 岡 茂 美	○
	14	山 田 政 秋	×	29	山 本 隆 則	○
15	豊 田 武	○	30	永 水 修 一	○	

第8回嘉麻市農業委員会総会（平成27年9月11日）

事務局長 定刻になりました。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにしてください。

【初盆会のお礼の挨拶】

それでは本日の出欠状況をご報告いたします。在任委員30名中、出席者26名、欠席者4名、過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い本総会は成立していただきますのでご報告いたします。

事務局 【配布資料の確認】

事務局長 それでは、開会宣言を副会長にお願いいたします。

副会長 昨日のテレビ等でご存知のように、台風18号による50年に1度というような大変な大雨により、茨城県を中心とする関東地方に大変な打撃が出ております。被害にあわれました地域の皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。また、未だ救出をされていない方々に対しては、一刻も早い救出をできますようお願いしまして、只今より第9回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

【農業委員憲章朗読】

事務局長 それでは、会長挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 それでは、ご挨拶を申し上げます。いま副会長が言われましたように、本日はこのように秋晴れの好天でございますけれども、関東・東北にあっては豪雨に見舞われております。そして、甚大な被害が出ているようでございます。被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。とりわけ、農家の方々には収穫の時期を迎えたり、生育中の野菜や果物があつたんじゃないかと思えますけれども、一刻も早く雨が止んでくれることを祈るばかりでございます。さて、9月は長月といひます。夜長月の略じゃないかと言われておりますけれども、また、稲刈月ともいひます。それが、「ねがづき」となり、さらに「ながづき」となったという説もあります。英語では「September」といひます。先月から始めていただきました農地パトロールにつきましては、あと少し残っているというふうに報告を受けておりますけれども、農業委員の皆様ならびに協力委員の方々心から感謝をいたします。さて、今年の水稲の作柄についてでございますけれども、早期米では平年並み。これから収穫の品種についてはやや不良ということが予想されているというふうに普及センターの方が申しておりました。それにしても、今日、事前に現地調査に行っておりますけれども、そんなに倒伏しているところはなく、稲穂の色も黄金色になっていました。刈取りをやっているところもありましたし、収穫が期待されるところでございます。次に、改正農業委員会法が8月の28日に参議院で決成立を、9月4日には公布されました。農業委員会制度が制定されて64年振りの抜本的な改正でございます。今は農水省のほうで政省令が検討されておまして、9月末には発表されるだろうと思われまふ。そこで、県の農業会議は9月28日に会長、事務局長を集めて、その詳しい内容について説明会を開くというふう

議長 長 | に通知が来ております。後程、その農業改正法の内容について要点を事務局長が説明をする予定にしております。嘉麻市では農業委員会法の改正を受けまして、12月の市議会では農業委員会に関わる条例の改正をするということになると思います。その条例が通りますと、来年の1月以降農業委員の構成または選考等について市長部局がお考えになるということになると思います。その作業が完了いたしますと、28年の4月1日より新委員による嘉麻市農業委員会が発足し、運営されるということになるわけでございます。このような事態を受けましてですね、この今の皆さんのメンバーでこれからの農地行政とか農業委員会のあり方についての建議を市長にしたいと思っております。つきましては、その建議書を作成する検討委員会を立ち上げて9月から10月上旬までに委員会で建議書の草案を作りまして、10月の農業委員会総会に諮り、さっそく市長に提出したいと思っておりますのでございます。それで、その検討委員会を立ち上げるということをご承認していただきましたら、さっそく素案作りに入りたいと思っております。今まさに農業委員会のあり方が、刻一刻と変わろうとしています。私たちはその節目のときに身を置いているのであります。歴史的な重みを背負いながら、あと6か月ではございますが、嘉麻市の農業のあり方だとか農村のあり方について力を注がなければならぬのだと思っております。今日またいろいろと審議・協議してもらおうことがございますので、よろしく願いをいたしまして、会長のご挨拶といたします。よろしく願いいたします。それでは、本日の議事を進めていくために、議事録署名委員について、会議規則第14条により議長が指名するということになっておりますが、よろございますでしょうか。

会場 | 【異議なしの声】

議長 長 | それでは、本日は7番委員さんと8番委員さんをお願いをし、書記を加藤主査に執らせませす。それでは、付議案件に入りたいと思っております。議案第37号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは、1ページをお願いいたします。

【議案第37号の表紙朗読】

今月は、農地法第3条関係におきまして、2件の申請が出ております。

それでは、2ページをお願いいたします。

【農地法第3条関係審議表番号1の内容朗読】

この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が譲渡人の〇〇〇〇氏より売買で取得するものであります。下限面積の要件はクリアしており、周辺地域との関係も特に問題無いと思われれます。又、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしく願いいたします。資料として、3ページに位置図を添付しております。以上でございます。

議長 長 | 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明をお願いするわけですが、15番委員、その辺の事情について説明をお願いいたします。

15番委員 | はい。15番でございます。2週間ほど前に〇〇〇〇さんが来られて、〇〇〇〇さん

15番委員 の土地を分けてもらうというような話がありました。この場所は〇〇〇〇さんの家の真裏にありまして、この場所そのものは20数年、30年近く前に筑豊地域一帯の鉱害復旧の中で泥を取ったあと、山のあととか畑の、その部分が真横にあるということで、本人も、買う方も売る方も、場所的にもお互いにいいんじゃないかと。また、売る方も野菜もだいぶ作ってありまして、そこまで売ってもいいような状態だったということは聞いております。その畑の向こう側にももう一件ありますけれども、そこにも何ら問題ないと思いますので、審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。只今、事務局と地区担当委員さんからご説明ございましたが、ご質問がございましたらお願いします

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 有難うございました。賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決定をいたしました。続きまして、審議番号2番の説明をお願いいたします。

事 務 局 続きまして、4ページをお願いします。  
【農地法第3条関係審議表番号2の内容朗読】  
この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が譲渡人の〇〇〇〇・〇〇〇氏より売買で取得するものであります。下限面積の要件はクリアしており、周辺地域との関係も特に問題無いと思われま。又、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われまますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料として、5ページに位置図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの5番委員さんからご説明をお願いいたします。

5番委員 場所はちょうど国道の〇〇の交差点、セブンイレブンというのが抜けておりますけど、これのちょうど裏側になります。管理はされていたんですけど、1年に1回とか2年に1回とかですね。草を切って管理はしておったんですけど、唐突ながら、定年して、これをなんとかしたいなと。田んぼにしたいというようなことで相談を受けておりましたけども、こういうことで連絡をとって合意に至ったと。こういうような経緯でございます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 有難うございました。事務局ならびに地区担当委員さんのご説明がありましたけども、質問がございましたらお願いいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、異議なしの声がございますので採決に入りたいと思います。本案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 有難うございました。賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、6ページをお願いいたします。  
【議案第38号の表紙朗読】  
今月は、農地法第5条関係におきまして、1件の申請が出ております。  
それでは、7ページをお願いいたします。  
【農地法第5条第1項関係審議表番号1の内容朗読】  
この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人の〇〇〇〇氏所有の田1筆、620㎡を所有権移転で取得し、幼稚園駐車場で転用を計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上特に問題ないと思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料として、8ページに位置図、9ページに付近見取図、10ページに計画平面図、11ページに縦横断面図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さん、26番委員さんより、その辺の都合のご説明をよろしくをお願いいたします。

26番委員 議長。

議 長 はい、どうぞ。

26番委員 地区担当委員の、26番でございます。ただいま事務局の方から譲受人・譲渡人等についてご説明がございました。場所は9ページのほうの地図を見ていただいたほうが分かりやすいかと思えますけども、スーパー川食の碓井店、この付近となっております。〇〇303番地の1でございます。〇〇〇〇さん、現在幼稚園を運営されておりますけれども、この幼稚園に隣接する田でございます。買収の後、駐車場として利用されるということでございます。排水関係等の同意も得られておりますので、問題は無いのではないかと考えておりますので、委員の皆さんのご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 有難うございました。この件につきまして、ご質問があったらお願いいたします。

会 場 【質問なしの声】

議 長 ご質問がないようですから、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 有難うございました。本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思えます。では続きまして、議案第 39 号農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、12 ページをお願いいたします。  
【議案第 39 号の表紙朗読】  
本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。それでは、13 ページをお開きください。今月はこのページに記載しておりますように、新規で碓井地区 1 件 3 筆 4,113 ㎡、嘉穂地区 3 件 11 筆 14,459 ㎡の申請がっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議 長 今、説明がございました関係の委員さんはその表を見ていただきまして、1 分ばかり時間を割きたいと思えます。ご質問が何かございますでしょうか。

会 場 【なしの声】

議 長 はい、それでは案件につきまして、採決に入りたいと思います。本案について賛成の委員さんは、挙手をお願いします。

会 場 【全員挙手】

議 長 はい、有難うございます。賛成多数であります。よって本案は原案の通り、市長部局へ回答したいと思えます。続きまして、証明第 6 号非農地証明願いについてを議題としますので、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、14 ページをお願いいたします。  
【証明第 6 号の表紙朗読】  
今月是非農地証明願いについて 1 件の申請が出ております。それでは、15 ページをお願いします。  
【非農地証明願い関係審議表番号 1 の内容朗読】  
当該地は、備考欄にあるように 146-1 は昭和 57 年以前から建物と一体の庭として、146-6 は昭和 63 年から建物敷地として利用しております。非農地証明発行要件であります非農地化して 20 年に経過も満たしており許可申請上も特に問題ないと思われませんがご審議よろしく申し上げます。16 ページに位置図、17 ページに非農地証明経過所を添付しております。以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、地区担当委員の 26 番委員さんより、その辺の事情をご説明をお願いいたします。

26 番委員 議長。

議長 はい、お願いします。

26 番委員 地区担当委員でございますので、私のほうからご説明をさせていただきます。只今、事務局の方からご説明がございましたように、この 2 筆ともすでに現況は宅地でございます。今回、田を宅地に地目変更するにあたりまして、非農地証明が必要なため農業委員会に証明願いが提出されたものであります。場所につきましては、飯田の市街地の裏手になりますけども、飯田通りの付近ということでございます。委員の皆さんのご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。ご質問がございましたらお願いいたします。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、異議なしの声がありますので採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は非農地として証明したいと思います。続きまして、通知第 9 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、18 ページをお願いいたします。  
【通知第 9 号の表紙朗読】  
今月は 2 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております、9 ページに報告書を添付しております。以上でございます。

議長 それでは、報告のみでございますので、次に移りたいと思います。報告事項でございますが、農業委員会法の改正についての概要について事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 【農業委員会法の改正の概要についての説明】

議長 何回も今の説明の中で出てきましたけども、政令とか省令とかいうのが出てこないとな本当の詳しいことは言えないけども、法律は公布されたのでいま事務局長が読み上げましたような内容の基本は変わりません。といことで、ぜひ聞いておきたいことがございましたらご質問をお願いしたいと思います。

12 番委員 やっぱり人数は減るんでしょう。

事務局長 まだそれは詳しい政省令が出てないもので、はっきりしたことは今のところ言えません。前は、国の方が出しているのが現行の定数の半数程度、ということは聞いておりますけども、はっきりした政省令が出てくれば定数が確定してくると思います。

議 長 それ以外ございましょうか。

5 番委員 いいですか。

議 長 はい、どうぞ。

5 番委員 推進委員のですね、農業委員の決める区域ごと、つまり今で言ったらパトロールをやっていますよね、ああいうふうな委員の、協力委員ということでやっていますけど、あのくらいの人数でいいんですか。つまり、農業委員が今度半減されますよね。ということはだいたい、ここで言ったら 28 から 15 名になるわけです。そうしたら、15 の区域というように解釈していいんですか。それとも、30、今までやっていたそのくらいの人数の推進委員が要るということですか。どちらですか。

事務局長 その辺の部分も、まだ推進委員の定数自体まだはっきり決まってないもので、詳しい政省令が出てくれば決め方として、何 ha に何人とか、そういうふうにいる国の方でいま考えてると思うんですよ。それが出てこないことには、うちのほうでも人数というのは分からないと。

5 番委員 今回の農業委員の人数が妥当か、多すぎるのかというのは不明ですが、いずれにしても国は半減しなさいということをおっしゃるんですね。そういう中で、それに準ずる推進委員は大変だと思うんですね。地域、かなり、特に嘉穂町なんかは広くなります。そういうふうな関係から見ると、推進委員は農業委員より多くなるのかなと。いま局長が、まだその人数ははっきりしていませんけどもというような回答ですけども、そういうふうにしたもので。そういうふうになるのかな、というようなことの情報があれば、というふうに。どう考えておられますか。

事務局長 うちのほうで 9 月の 28 日、会長と一緒に県の農業会議のほうで、たぶんその頃には政省令が出ているだろうということで、県の農業会議のほうで県内の農業委員会の会長・事務局長を集めるようになっていきますので、出ておればそこではっきりとした人数が出てくると思います。それならば、次の総会の際にこまごましたものを皆さんにお知らせしたいというふうに考えております。

議 長 質問ある方ございませんでしょうか。

5 番委員 もう一点、聞きたいんですが。



議長 どうぞ。

5番委員 農業委員は、聞いたところというかその、いろんな、農事区がありますよね。各地区に農事区というものが。この農事区の中で各地区の農事区長があって、そういう中で推薦とか立候補でなりたいという募集、推薦をする等々あって、そういう、何かあるかわかりませんが、それはその上の農業委員会ではなくて再生協議会というものがありますよね。農協の上に。そういうところに一応かける、そういうふうなことになっていますかという。

事務局長 今のところ、うちのほうに詳しい内容が来てないもので。内容が来れば、再生協議会関係、農政のほうになるので、そちらのほうで落としていただくとか、いろいろまだはっきりした部分が出てきてないもので、それが出てこないことにはうちも動きようがないんです。

議長 簡単に言えば、今言われたような再生協議会とか関係ありません。市長が適任者を決めるということになっておりますから。市長がどこに、信用を、足りるか知りませんが、市長が決めるということになっていますから、どこですよとかいうのはここでは誰も言いきれませんが、市長がどこに頼むか知らないけども、自分で一人で委員を決められるかもしれませんし。

5番委員 まだ条項とか、そういうふうな決まりとか云々というのは下りてきてない、指示としてないということで、今の時点では。

事務局長 今のところは、ただ法律の内容が変わりますよと。詳しい中身については、農業者の団体はどういう団体だとか、そういう細かい部分がまだ下りてきてないので、分かりかねるところが多いんですまだ。

議長 市議会からいま4名お見えになっておりますね。それからJAと共済と土地改良からお見えになっておりますね。そういうところは無くなりますと、はっきり。市議のところは、市長からこういう方々を任命していいですかという承諾を得なくてはいけない仕掛けになりますので、そこから、名前が入っていてまた市議会の承認を取るとするのはそれは仕掛けがおかしいんじゃないか、ということに相成るといわけだろうと思います。市議会、それからそれ以外の団体からは、これからはごさいませんというふうに表現上は書いてあります。そういうふうなことを付け加えておきます。

事務局長 そうなっているけれども、まだはっきりしたことは分からないんですよ。

9番委員 だから、いずれにしてもさっき言われた、9月28日以降に会議があると、それ以後しかわからないということですね。

事務局長 たぶん、政省令がそのときにはあらかた出てくるんじゃないかろうかということで、県の農業会議が集めると。

5 番委員 いずれにしても農業委員会事務局は当然これに従っていくことに。

事務局長 それは市の執行部のほうになると思います。そういう農業委員候補者は市のほうで挙げられると思います。

議 長 他にございませんでしょうか。  
この議題は終わりたいと思います。次にまいります。続きまして、協議事項として建議書（案）を検討する会議の設置および委員の選任について、事務局から説明をいたします。

事務局長 それでは事務局から説明いたします。  
農業委員会等に関する法律の改正に伴い、今後の農業委員会のあり方及び市の農政に関する要望事項などを建議する原案を作成するために設置したいと考えております。委員の選任につきまして、事務局からご提案申し上げます。会長、副会長、耕作放棄地に関する対策委員会から 5 番委員長、28 番副委員長、担い手の育成確保に関する対策委員会から 20 番委員長、12 番副委員長にお願いしたいと考えております。それから議会選任委員から 1 名の推薦をお願いしたいと考えております。皆様のご協議よろしくお願いいたします。

議 長 そういうふうな委員会を作り、農業委員会の改正のことだけではなく、農業委員会が市長に建議していいそれ以外のことも含めて、どういうことに関して市長に建議する内容を検討する会を立ち上げたいと考えております。そのことに関して皆さんご意見なり賛成なり反対なり、そういうことがございましたらお受けしたいと思います。  
はい、どうぞ。

18 番委員 反対する余地はない。

議 長 それでは、こういう委員で構成したいという部分については、いま言いましたけども。議会推薦の 4 名の中からも一人この中に入ってもらいたいという思いもございますので、暫時、4 名の方については廊下の方に、こそっとお願いして。一人推薦して下さるようお願いしたいんですが。  
【一時中断】  
それでは、方向が決まったようでございますので、4 人の中の誰か代表されましてご推薦される委員を紹介してほしいと思います。よろしくお願いいたします。

26 番委員 議長。

議 長 はい。

26 番委員 いま打ち合わせをさせていただきまして、結果、嘉穂の 25 番委員にお願いをしたいということで了解をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

議長 推薦いただきました25番委員にはご迷惑かけると思いますが、ひとつよろしくお願  
いいたします。そのことも含めて、この委員会の立ち上げと、構成メンバーを含めま  
して承認してもらえますでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それではよろしくお願いいたします。  
この会議が終わりましたら第1回の会議の時間をとりまして、話したいと思いま  
すので残りくださるようお願いいたします。  
それでは、その他について事務局から連絡なりをお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から連絡します。  
【次回総会開催日について】  
【農地パトロール実施状況について】  
【今後の総会開催日について】  
事務局からは以上でございます。

議長 これをもちまして、本日の協議、議事は終わりました。有難うございました。

28番委員 会長、ちょっといいですか。農業委員会とは関係あるか分かりませんが、農業委員会  
のほうにカントリーのほうの、担当で委員が出てらっしゃるでしょう。

事務局長 7番委員さん。

28番委員 気になることが一点あるんですが、酪農家の方に粃殻なんかを分けてあげてあるんだ  
けど、かなり粃殻を積むときに埃といいますかそういうのが流れてくる、一番心配す  
るのはもし飼料米とかの粃殻で、いもちの菌がそういうときに放出されるというか、  
風の強いときなんかわーっと流れていくんですよ。その対策を取るというのは難しい  
とは思んですが、うちがカントリーの近くでハウスからよく見えるものですから、  
かなり12トンぐらいの大きなトラックにリフトみたいなのですくってやってるん  
ですが、かなりの埃が流れるんですよ。小学校のほうに流れて行ったり、風向きによ  
って。それで、そこのところに、もしそういう菌なんかを振りまくような状況であれ  
ば、何年前に1回いもちが大発生して大変なことがあったんですけど、それもや  
っぱり粃殻からだったんですよ。

27番委員 その時はどうして対応されたんですか。

28番委員 要するに、ちょうど苗を広げているときに飼料米を粃摺りしてたんですよ、カントリ  
ーが五百俵ぐらい。表面には出ておりません。けど、近くにありますから、どうして  
いるかだいたい掘んでおりますから。そのときに菌が蔓延して、農協の前に置いてあ  
る苗が三千箱ぐらい全部処分しました。確か三千か五千か。それで、僕らのところも  
全部その、いもちが大発生したことがあるわけです。だから、そういうのが農業委員

28番委員 会のほうから何か注意するなり物申すことはできないものかと。少し危惧している面があるんですが。

議長 7番委員さんは、農業委員会から推薦した体であるということ、それから委員の中には2人ほどおられますので、その辺と連絡を取りながらカントリーの運営についてJAさんのほうに上げていただきまして、善処または工夫、そういうことをして下さるように橋渡しをしてください。お願いいたします。  
ほかに何か、知らせておきたいことがございますでしょうか。

事務局長 それでは、閉会の言葉を副会長にお願いいたします。

副会長 全ての議事が終了いたしました。これもちまして、第9回嘉麻市農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

---

7番委員

---

8番委員

---